

第28回定時株主総会招集に 際しての電子提供措置事項

- 「1. 企業集団の現況」
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な事業所
 - (7) 使用人の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 「4. 新株予約権等の状況」
- 「5. 会計監査人の状況」
- 「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 「連結計算書類」
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
- 「計算書類」
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

2025年6月6日

株式会社ソフトフロントホールディングス
(証券コード2321)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
コミュニケーション・プラットフォーム 関連事業	コミュニケーションに係るソフトウェア及びサービスの開発、販売及び提供

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社：本社 東京都千代田区

② 主要な子会社の事業所

株式会社ソフトフロントジャパン	本社 東京都千代田区
株式会社ソフトフロントマーケティング	本社 東京都千代田区
株式会社サイト・パブリス	本社 東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
コミュニケーション・プラットフォーム 関連事業	37名
全社共通	11
合計	48

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

2. 事業区分「全社共通」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない持株会社に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	一名	45.1歳	7.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

2018年4月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権

新株予約権の総数	9,340個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 934,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	2018年4月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり155円
新株予約権の行使期間	自 2018年10月23日 至 2028年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり78円 資本準備金：1株当たり78円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社執行役員 4名 当社従業員 3名 当社子会社取締役 3名

※新株予約権の発行時（2018年4月23日）における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価

額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ①当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ②当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③当社普通株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情から大きく変更が生じた場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2019年9月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回新株予約権

新株予約権の総数	5,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 550,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり24円
新株予約権の払込期日	2019年9月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり122円
新株予約権の行使期間	自 2019年9月24日 至 2029年9月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり61.12円 資本準備金：1株当たり61.12円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役 2名

※新株予約権の発行時(2019年9月24日)における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない

ないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ①当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ②当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③当社普通株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情から大きく変更が生じた場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2022年9月2日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

新株予約権の総数	7,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 700,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり31円
新株予約権の払込期日	2022年9月20日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり94円
新株予約権の行使期間	自 2022年9月20日 至 2032年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金：1株当たり47.155円 資本準備金：1株当たり47.155円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役 1名

※新株予約権の発行時(2022年9月20日)における内容を記載しております。

(注) 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ①当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ②当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③当社普通株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情から大きく変更が生じた場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

そうせい監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,000千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員の互選により定められた監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況等、或いは当社及び当社グループの被監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、企業行動の適正化に関する事項を統括する組織として「コンプライアンス管理委員会」を設置し、当社及び子会社の全役職員が、法令遵守はもとより社会構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動するための体制を構築します。
 - ・ コンプライアンスに係る事態が発見されたときに、その内容が適切に報告されるよう内部通報制度を構築し、その浸透を図ります。
 - ・ 当社及び子会社の全役職員に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスが自らの問題であることの意識を高め、適正な業務遂行が行えるようにします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を法令及び社内規程に基づき、適正に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、経営会議において、事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し当社及び子会社の対策実施方針を決定します。
 - ・ 当社は、代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、業務執行行為に法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険がないか検証し、かかる結果が代表取締役社長に報告される体制を構築します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、経営理念を機軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される年度経営計画により各業務執行を行います。
 - ・ 取締役会は原則月1回開催し、付議基準を遵守し、当社経営の重要事

項について審議するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行います。

- ・当社は、経営会議を原則毎週（子会社は随時）開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
- ・日常の職務遂行に際しては、組織・業務分掌・権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、業務を遂行します。

⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会スタッフを監査等委員会から求められた場合には、取締役と監査等委員会が意見交換を行い、合理的な範囲で設置することとします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。
- ・同監査等委員会スタッフは監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・当社役職員は、監査等委員会から求められたときには速やかに業務執行状況を報告することとします。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告することとします。
- ・監査等委員は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、主要な稟議書、議事録等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等に説明を求めることができるものとします。

- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制
- ・子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会から求められたときには速やかに業務執行状況を報告することとします。
 - ・子会社の役員は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、本社の取締役に直ちに報告し、その報告を受けた取締役は直ちに監査等委員会に報告することとします。
- ⑩ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、前二号に基づき、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止します。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行うこととします。
 - ・監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、意見交換を行い連携を図っていくこととします。

(2) 運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役会において、経営の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。公正に機能させるため、構成員に社外取締役（監査等委員）を招聘し、適正に意見交換を行っております。
- ② 監査等委員会において、監査方針、監査計画、監査方法等を協議決定のうえ、監査等委員が重要な社内会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務執行の監査並びに内部統制監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本					新 株 予 約 権	非支配 株 主 持 分	純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 合 計			
当 期 首 残 高	22,224	394,088	△285,108	△64	131,139	1,211	39,352	171,703
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	590,002	590,002			1,180,004			1,180,004
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△81,165		△81,165			△81,165
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							18,881	18,881
当 期 変 動 額 合 計	590,002	590,002	△81,165	－	1,098,838	－	18,881	1,117,720
当 期 末 残 高	612,226	984,090	△366,273	△64	1,229,978	1,211	58,234	1,289,423

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結会社の名称

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称
株式会社ソフトフロントジャパン
株式会社ソフトフロントマーケティング
株式会社サイト・パブリス

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末において計上はありません。

④ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ソフトウェア販売

顧客に製品を引渡し検収完了時点において収益を認識しております。

従量制については、利用従量に基づき課金するサービスであり、顧客のサービス利用により履行義務が充足したと判断し、月次で利用従量を収益として認識しております。

② 受託開発

履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたって認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、発生した費用と同額を収益として認識する原価回収基準によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、付随する有償保守サービスについては、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「消費税差額」(当連結会計年度は、10千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 市場販売目的のソフトウェアの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定	38,284

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

無形固定資産として計上したソフトウェアについて、翌連結会計年度以降の見込販売収益を見積った上で、減価償却を実施した後の未償却残高と比較しその資産性を評価しております。

この見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 債務保証損失引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度(千円)
債務保証損失引当金	156,241

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債務保証に係る将来の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を評価しております。

この見積りは、将来の不確実な経済状況及び被保証先の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 4,818千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数
普通株式 45,263,599株
2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,884,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、予算計画に照らして、必要な資金を主に自己資金及び銀行借入により調達しており、一時的な余資は安全性を重視し流動性の高い預金等で運用し、デリバティブについては、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格のない株式等については投資先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権並びに敷金及び保証金については、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて定期的な取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券については、投資先企業の財務内容等を定期的にモニタリングする体制としております。

なお、当社グループは、適時に各社からの報告に基づき持株会社である当社が資金繰りを計画し、作成・更新するとともに流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末（2025年3月31日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 長期未収入金	12,800		
貸倒引当金（※4）	△12,800		
	—	—	—
② 敷金及び保証金	13,753		
貸倒引当金（※5）	△2,200		
	11,552	11,481	△71
資産計	11,552	11,481	△71

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 「売掛金」、「営業未払金」、「未払法人税等」及び「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	41,568

なお、非上場株式に対して、貸倒引当金を11,241千円計上しております。

※4 長期未収入金に対する個別貸倒引当金を控除しております。

※5 敷金及び保証金に対する個別貸倒引当金を控除しております。

（注）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,419,489	—	—	—
売掛金	132,136	—	—	—
敷金及び保証金	—	11,203	—	2,550
合計	1,551,625	11,203	—	2,550

長期未収入金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期末収入金	—	—	—	—
敷金及び保証金	—	11,481	—	11,481
資産計	—	11,481	—	11,481

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期末収入金

長期末収入金については、回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似するものであることから、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金のうち、回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているものについては、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似するものであることから、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

上記以外の敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、コミュニケーション・プラットフォーム関連事業の単一セグメントであり、売上収益は、「ソフトウェア販売」、「受託開発」、「その他」の3つの種類に分解し認識しております。

財又はサービスの種類別に分解した収益の内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度（千円）
ソフトウェア販売	487,926
受託開発	325,241
その他	10,432
顧客との契約から生じる収益	823,600
外部顧客への売上高	823,600

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首） 売掛金	203,590
顧客との契約から生じた債権（期末） 売掛金	132,136
契約資産（期首）	5,303
契約資産（期末）	50,947
契約負債（期首） 前受金	48,889
契約負債（期末） 前受金 長期前受金	29,444 11,726

期首時点の契約負債は、当連結会計年度においてすべて収益として認識しております。

契約資産は、残存履行義務のある契約に係る収益の認識により増加し、顧客との契約から生じた債権への振替によって減少しております。

契約負債は、顧客からの前受金の受取りにより増加し、収益の認識に伴い減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、「ソフトウェア販売」に係る製品サポートに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度（千円）
1年以内	3,876
1年超2年以内	3,876
2年超3年以内	3,876
3年超	2,907
合計	14,537

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 27円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2円62銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行)

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、2025年3月14日開催の臨時株主総会における普通決議による決議を前提として、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」という。）発行及び第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）発行の決議をいたしました。

2025年3月14日開催の臨時株主総会における可決承認を経て、本新株式のうち14,390,300株（払込金額1,180,004千円）については、当連結会計年度末までに払込が完了しており、残りの6,707,300株（払込金額549,998千円）については2025年4月25日付で払込が完了しております。また、本新株予約権213,000個（払込金額132,912千円）については、2025年4月25日付で払込が完了しております。

1. 本新株式発行の概要

(1) 払込期間	2025年3月25日から2025年4月25日まで
(2) 申込期間	2025年3月24日から2025年4月24日まで
(3) 発行新株式数	普通株式 21,097,600株 うち、当連結会計年度末までに払込が完了したもの 普通株式 14,390,300株 うち、2025年4月25日付で払込が完了したもの 普通株式 6,707,300株
(4) 発行価額	1株につき82円
(5) 調達資金の額	1,730,003千円 うち、当連結会計年度末までに払込が完了したもの 1,180,004千円 うち、2025年4月25日付で払込が完了したもの 549,998千円
(6) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、下記のとおり割当ていたしました。 当連結会計年度末までに払込が完了したもの JHY Development LPF 5,792,700株 有限責任事業組合三井キャピタルインベストメント 2,439,000株 GCL Nihon株式会社 2,256,100株 Plunkett Capital Holdings Limited 1,585,400株 藩 立輝 1,219,500株 REGROWTH有限責任事業組合 1,097,600株 2025年4月25日付で払込が完了したもの Potus Helios Fund VⅡ 6,707,300株

2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2025年4月25日								
(2) 新株予約権の総数	213,000個（新株予約権1個につき100株）								
(3) 発行価額	総額 132,912千円（新株予約権1個あたり624円）								
(4) 当該発行による潜在株式数	21,300,000株								
(5) 資金調達の額	2,071,212千円 （内訳） 新株予約権発行分 132,912千円 新株予約権行使分 1,938,300千円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少いたします。								
(6) 行使価額	91円								
(7) 行使期間	2025年4月25日から2028年4月24日まで								
(8) 募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当ての方法により、下記のとおり割当ていたしました。 <table> <tr> <td>GCL Nihon株式会社</td><td>63,000個</td></tr> <tr> <td>SQY HK Investment Limited</td><td>63,000個</td></tr> <tr> <td>020 Solution Limited</td><td>55,000個</td></tr> <tr> <td>ASHE Holding Limited</td><td>32,000個</td></tr> </table>	GCL Nihon株式会社	63,000個	SQY HK Investment Limited	63,000個	020 Solution Limited	55,000個	ASHE Holding Limited	32,000個
GCL Nihon株式会社	63,000個								
SQY HK Investment Limited	63,000個								
020 Solution Limited	55,000個								
ASHE Holding Limited	32,000個								

３．調達した又は調達する資金の具体的な使途

本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使によって調達した又は調達する資金の額は、合計約36億円となる予定であり、調達した又は調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

＜本新株式の発行により調達した資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
① AIを活用したコンタクトセンター向け既存事業商品の強化	403百万円	2025年４月～ 2026年３月
② AIデータセンター事業に係る設備投資資金	800百万円	2025年４月～ 2026年３月
③ クリーンエネルギー事業に係る設備投資資金	200百万円	2025年４月～ 2026年３月
④ 運転資金	152百万円	2025年４月～ 2026年３月
合計	1,555百万円	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

＜本新株予約権の発行及び行使により調達した又は調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額	支出予定時期
① AIデータセンター事業強化のための追加設備投資資金	1,371百万円	2026年４月～ 2028年３月
② クリーンエネルギー事業強化のための追加設備投資資金	200百万円	2026年４月～ 2028年３月
③ 既存事業強化を目的としたM&A及び業務提携等に係る資金	500百万円	2026年４月～ 2028年３月
合計	2,071百万円	

(注) １．上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。

- ２．株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定であります。
- ３．今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
- ４．割当先は当社の上場維持を前提としており、上場が維持できなくなった場合においても当該行使期間において権利行使の予定であります。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	22,224	320,263	73,827	394,090	△347,962	△347,962	△64	68,287
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	590,002	590,002		590,002				1,180,004
当 期 純 損 失					△122,564	△122,564		△122,564
当 期 変 動 額 合 計	590,002	590,002	－	590,002	△122,564	△122,564	－	1,057,440
当 期 末 残 高	612,226	910,265	73,827	984,093	△470,527	△470,527	△64	1,125,728

	新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	1,211	69,498
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,180,004
当 期 純 損 失		△122,564
当 期 変 動 額 合 計	－	1,057,440
当 期 末 残 高	1,211	1,126,939

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの業務受託料、設備利用料及びライセンス使用料等であります。子会社との契約内容に応じた業務の提供、設備の提供及びライセンス使用の許諾を行うこと等が履行義務であり、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって均等額で収益を計上しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「消費税差額」(当事業年度は、6千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 市場販売目的のソフトウェアの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度(千円)
ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定	31,189

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

無形固定資産として計上したソフトウェアについて、翌事業年度以降の見込販売収益を見積った上で、減価償却を実施した後の未償却残高と比較しその資産性を評価しております。

この見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 債務保証損失引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度(千円)
債務保証損失引当金	156,241

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債務保証に係る将来の損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を評価しております。

この見積りは、将来の不確実な経済状況及び被保証先の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
関係会社株式	78,862

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、関係会社の業績や事業計画に基づいてその資産性を評価しております。関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合には減損処理が必要となり、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	904千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	34,172千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	264,528千円
営業費用	631千円
営業取引以外の取引高	116千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	97株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,068千円
減価償却超過額	6,866千円
関係会社株式	107,581千円
投資有価証券	100,320千円
債務保証損失引当金	49,247千円
税務上の繰越欠損金	750,934千円
その他	4,430千円
繰延税金資産小計	1,029,449千円
評価性引当額	△1,029,449千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称	主要な事 業の内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ソフトフロントジャパン	ソフトウェア業	(所有) 直接 100.0%	シェアードサービス等の提供 役員の兼任	経営指導等 (注) 1	211,944	売掛金	19,286
					人件費及び経費の立替	—	立替金	7,578
子会社	株式会社ソフトフロントマーケティング	媒介販売業	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	—	関係会社長期貸付金 (注) 3	7,900
					利息の受取 (注) 2	116	その他 (流動資産)	591
子会社	株式会社サイト・パブリス	事業Web系製品・サービスの企画・開発および販売 Webサイト構築および活用支援	(所有) 直接 60.7%	シェアードサービス等の提供 役員の兼任	経営指導等 (注) 1	52,584	売掛金	4,760

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等については、業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。
2. 資金の貸付の取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. 子会社への関係会社長期貸付金に対し、7,900千円の貸倒引当金を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 24円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 3円96銭 |

（重要な後発事象に関する注記）

（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。